

令和 年 月 日

提出先 川 越 市 長

川越市外に在住する方の入所申請に関する誓約書

私は、保育利用申請書を提出するにあたり、下記の内容について誓約いたします。

※保育園の申込をする上で、以下の内容を確認し、チェック☑をしてください。

記

- ☐ 保育利用申請書の提出にあたり、保護者が川越市内に在勤することを証明する書類として、勤務先事業所の所在地（川越市内）が記載された就労証明書を提出することを誓約します。
- ☐ 入所内定していた場合であっても、保護者の退職や転職、転勤等により、入所予定日の前日までに川越市内への在勤がなくなったときは、決定（内定）が取り消しとなることに同意します。
- ☐ 入所内定していた場合であっても、面接の結果、内定した保育施設での集団保育が困難と判断された場合には、内定を取り消されても異議はありません。
- ☐ 入所後に、保護者の退職や転職、転勤等により川越市内への在勤がなくなったときは、その年度の末日で利用終了（退園）となることに同意します。
- ☐ その他、市が求める必要な手続きが行われなかった場合は、保育園入園承諾の決定（内定）を取り消されても異議はありません。

保護者住所

保護者署名

※必ず、保護者の勤務先事業所の所在地（川越市内）が記載された就労証明書を添付してください。

裏面もご確認ください。

以下のすべての項目に当てはまる場合、利用調整を行います。一つでも当てはまらない項目がある場合、入所することができません。内容を確認し、チェック☑をしてください。

- ☐ 保護者（父母）のいずれかが川越市内の事業所に勤務している。
- ☐ 1歳児クラス以上である。0歳児クラスは、対象外となります。
- ☐ 入所希望月が6月募集（年度途中）以降である。
4，5月募集は、川越市民が優先となりますので、入所できません。
- ☐ 希望する施設が、公立保育園ではない。
（法人保育所・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設のいずれかである。）
- ☐ 希望する施設およびクラスが申請対象となっていることを川越市のホームページ等で確認した。

【申請対象となる施設】

入所希望月を含む直近3か月間の募集人数に連続して3人以上の空きがあり、かつ、その月の川越市民の入所調整を終えた後でも空きがあるクラス
※申請対象となる施設およびクラスは、空き状況表と併せて毎月ホームページ（保育園等の空き状況（募集人数））で公表いたします。希望月の空き状況（上記条件参考）によっては利用調整できない場合があります。入所保留となった場合は、翌月以降も申請対象となっているか必ず確認してください。